

3 議題

(2) 報告事項

【議案 2】

第 2 次小樽市緑の基本計画について

第 2 次小樽市緑の基本計画（令和5年3月策定） 【概要版】

序 章	緑の基本計画の概要	P 1
第 1 章	緑の現況と課題	P 1
第 2 章	計画の基本方針と目標	P 1
第 3 章	公園・緑地の配置方針	P 1
第 4 章	計画の体系と施策	P 2
第 5 章	計画の体制と管理	P 2

序章 緑の基本計画の概要

○計画の目的

緑は、良好な都市環境や美しい景観の形成、都市の防災性の向上、レクリエーションや触れ合いの場の提供などといった様々な効果効用を持ち、私たちの暮らしに欠くことのできないものであり、今後も緑地の保全や緑化の推進が必要です。

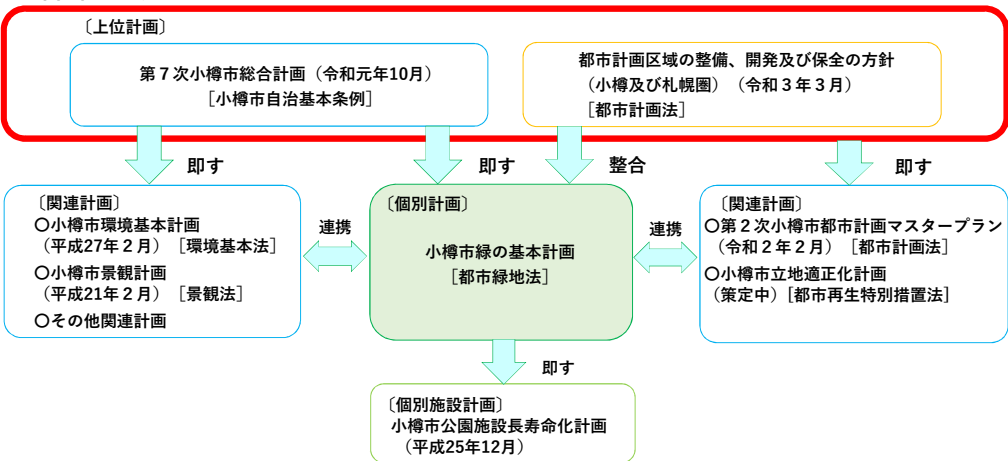
このことから、市民・事業者・行政が一体となり、これら施策を総合的かつ計画的に実施するため「第2次小樽市緑の基本計画」を策定するものです。

○計画策定の背景

「小樽市緑の基本計画」は平成16年（2004年）に策定され、計画期間を平成16年（2004年）から令和2年（2020年）までとし、令和2年度をもって計画期間を満了しましたが、本計画の策定期間と同時に上位計画である第7次小樽市総合計画などの策定が進められており、上位計画との整合を図る必要があることから、計画期間満了から次期計画の策定までは、前計画の基本理念に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。計画の策定以降、人口減少や少子高齢化の進行のほか、近年の大規模な自然災害の多発による防災意識の高まりなどから、社会情勢が大きく変化し、それに伴う法改正や上位計画・関連計画などの見直しが行われました。

本計画についても、このような社会情勢の変化などに対応した計画とするものです。

○計画の位置付け



○計画期間

本計画は、令和5年（2023年）から目標年次の令和14年（2032年）までの10年間を計画期間とします。

第1章 緑の現況と課題

○緑の課題

緑の現況解析を基に、公園・緑地が有する機能である環境保全、レクリエーション、防災及び景観形成に関する課題を整理します。

（1）環境保全に関する課題

- ◇ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全をしていく必要がある。
- ◇都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全をしていく必要がある。 など

（2）レクリエーションに関する課題

- ◇既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
- ◇公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、管理体制の強化を図りながら、効率的な維持管理による公園の充実をしていく必要がある。 など

（3）防災に関する課題

- ◇崩落や地すべりなどによる土砂流出の防止等につながる森林の保全をしていく必要がある。
- ◇台風や集中豪雨による洪水や土石流など水害を軽減する役割を果たしている河川上流域の山林や、雨水の貯水機能を持つオタルナイ湖、農地の保全をしていく必要がある。 など

（4）景観形成に関する課題

- ◇美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園などの自然的景観の保全をしていく必要がある。
- ◇都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。 など

第2章 計画の基本方針と目標

【基本理念】

市民との協働で築く、自然と人が共生する 緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽

【緑の将来像】

自然と人が共生するまち

緑を生かした快適・安心なまち

緑を学び、触れ合えるまち

【基本方針】

基本方針1
今ある緑を守ります
（緑の保全）

基本方針2
新たな緑をつくり、生かします
（緑の創出と活用）

基本方針3
緑への理解を深めます
（緑の普及と啓発）

○計画フレーム

（1）計画対象区域

計画対象市町村名	都市計画区域名	
小樽市	小樽都市計画区域	13,050 ha
	札幌圏都市計画区域(小樽市分)	910 ha
	計	13,960 ha

（2）都市計画区域人口の見通し

年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
人口	122千人	90千人

（3）市街化区域の規模

年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域人口	121千人	89千人
市街化区域の規模	4,301 ha	4,288 ha

○計画の目標水準

（1）公園・緑地の確保目標水準

年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域に占める 緑地面積(割合)	233 ha (5.4%)	253 ha (5.9%)
都市計画区域に占める 緑地面積(割合)	7,139 ha (51.3%)	7,165 ha (51.3%)

（2）都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準

年次		現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
都市計画区域人口 一人当たりの 目標水準	都市公園	10.6 m ² /人	19.8 m ² /人
	都市公園等	18.7 m ² /人	31.3 m ² /人

第3章 公園・緑地の配置方針

○機能別の公園・緑地の配置方針

（1）環境保全機能

- ◇都市の骨格を形成する緑地の保全
- ◇生物多様性に配慮した公園・緑地の保全・創出
- ◇歴史的風土を形成する公園・緑地の保全
- ◇快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出

（2）レクリエーション機能

- ◇身近なレクリエーションの場となる公園の配置
- ◇都市のレクリエーション拠点となる公園の配置
- ◇自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置
- ◇レクリエーションネットワークの形成

（3）防災機能

- ◇防災・減災につながる緑地の保全・活用
- ◇避難地・避難路となる公園・緑地の保全・活用
- ◇快適・安心な都市環境を守る公園・緑地の保全

（4）景観形成機能

- ◇都市景観を形成する骨格的緑地の保全
- ◇歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用
- ◇良好な眺望地点である公園・緑地の保全
- ◇潤いのある都市景観の保全・活用

○総合的な公園・緑地の配置方針

- ◇骨格的緑地の配置
- ◇公園・緑地の均衡ある配置
- ◇快適・安心なまちづくりのための公園・緑地の配置

第2次小樽市緑の基本計画（令和5年3月策定）【概要版】

第4章 計画の体系と施策

本計画の体系については、基本方針、取組及び主要施策とし、以下のように定めます。

基本方針1 今ある緑を守ります（緑の保全）

・取組1 都市環境を形成する緑の保全

都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

主要施策① 骨格的緑地の保全

本市の個性的なまちなみの形成や都市防災上重要な役割を果たし、多様な生き物の生息・生育環境となっている「丘陵樹林地」、「海岸線」、「河川」及び「農地」は、豊かな自然環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

主要施策② 水辺環境の保全・活用

自然豊かな水辺地とその周辺の樹林地は、潤いのある都市景観を形成する重要な景観資源として、保全・活用に努めます。

・取組2 身近に触れ合える緑の保全

身近に触れ合える市街地に残された社寺境内林などの貴重な緑は、身近な景観資源として次世代に継承できるよう保全に努めます。

主要施策③ 身近な樹林地及び樹木の保全

市街地に存在する樹林地や樹木については、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進することにより、良好な都市環境を形成するほか、歴史的風土と結びついた身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与える緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

基本方針2 新たな緑をつくり、生かします（緑の創出と活用）

・取組3 魅力ある公園づくり

市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備を図ります。

主要施策④ 公園・緑地の整備

人口減少等の社会情勢や市民ニーズの変化に対応した都市公園の適正な配置と機能の集約により、都市の利便性を向上させ、快適・安心なまちづくりを目指し、公園・緑地の整備を図ります。

主要施策⑤ 公園・緑地の魅力向上

冬期間の有効利用など、市民に広く親しまれる、誰もが快適・安心に利用できる公園・緑地の魅力向上に努めます。

・取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成

市街地などの緑が少ない地域の公共施設や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

主要施策⑥ 公共施設緑化

公共施設は、多くの市民が利用することから、地域の特性を生かした緑化を進め、市民の緑化に対する意識の向上を図ることで周辺地域の緑化を促進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

主要施策⑦ 民有地の緑化

花と緑であふれ、潤いと安らぎのある都市環境を創出していくため、周辺の自然環境などと調和した民有地の緑化に努めます。

・取組5 緑のネットワークの活用

都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組みます。

主要施策⑧ エコロジカルネットワークの形成

多様な生き物の都市郊外における生息・生育環境となる樹林地などの緑地、市街地の拠点となる都市公園などの公園・緑地、それらの公園・緑地を有機的に結び移動空間となる河川や道路などの連続性のある緑地の適正な維持管理に努めることで、エコロジカルネットワークの形成に取り組みます

主要施策⑨ 防災ネットワークの形成

災害時における安全を確保するため、避難地としての機能を有する公園・緑地や火災時に延焼を抑制する幹線道路などを活用し、適正な維持管理に努めることで、防災ネットワークの形成に取り組みます。

主要施策⑩ レクリエーションネットワークの形成

多様なレクリエーション活動の場を備えた都市環境を形成するため、市街地における連続性のある緑地と拠点間を有機的に結び、レクリエーションネットワークの形成に取り組みます。

基本方針3 緑への理解を深めます（緑の普及と啓発）

・取組6 緑を守り育てる体制の充実

都市の緑化推進や公園の維持管理など、緑を守り育てる市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

主要施策⑪ 緑化を推進する体制づくり

都市の緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働により緑化を推進する体制の充実を図ります。

主要施策⑫ 緑を育む基礎づくり

市民・事業者・行政の協働による公園・緑地の保全や緑化を推進するため、身近な緑を守り育てていくことへの理解を深める機会の充実を図ります。

・取組7 緑と触れ合える機会の充実

都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合える機会の充実を図ります。

主要施策⑬ 緑化環境の充実

市民が暮らしの中で花と緑を身近に感じ、緑化イベント等を通して緑に対する理解を深めることを目指し、市民一人ひとりの緑を楽しむ緑化環境の充実を図ります。

主要施策⑭ 教育環境の充実

緑を育む担い手として、市民が緑化活動への参加意欲を高め、緑の育て方や樹種の選定、維持管理の手法など、身近な緑について学べる教育環境の充実を図ります。

第5章 計画の体制と管理

(1) 計画の推進体制

本計画の実現に向け、第4章に示した施策を計画的かつ効果的に進めていくため、市民・事業者・行政が対等な立場で協力・連携し、それぞれの役割を果たしていきます。

(2) 計画の推進管理

計画の推進管理は、計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、進捗状況などの検証・評価（Check）、評価に基づいた改善策（Action）を検討するPDCAサイクルによる管理を行います。そして、定期的に施策の進捗状況や問題点などを検証し、関係部局と連携を図り、本計画の推進に努めます。

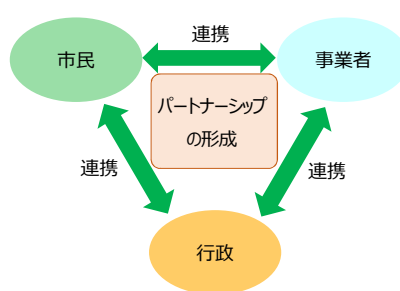
(3) 関係機関との連携及び協力要請

上位計画・関連計画を有する国や北海道などの関係機関と連携を図り、計画の推進に向けて協力を要請していきます。

(4) 計画の見直し

計画の見直しは、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、中間年、「小樽市立地適正化計画」の策定において、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行います。

【市民・事業者・行政による協働の仕組み】



【PDCAサイクル】

